

中学校における学校部活動の指針

本指針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、熊本県における学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について、本県の指針として策定したものである。

1 中学校における学校部活動の意義及び留意点

(1) 学校部活動の意義

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

(2) 学校部活動の留意点

学校部活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性・自発性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。

学校部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ① 学校の設置者は、熊本県の「中学校における学校部活動の指針」に則り、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ② 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、前記②の活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 学校の設置者は、前記②に関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の

作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- ② 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑤ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- ⑦ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ⑧ 校長は、外部指導者を配置する場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。また、外部指導者に対して研修を行うなど、資質向上に努める。
- ⑨ 学校は、教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な学校部活動の推進や学校部活動の地域連携や地域移行についての会議や研修会を実施する。
- ⑩ 学校部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）及び事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が、その分野の普及や水準向上の役割を鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために作成した指導手引を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 活動日

活動日、活動時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

- ① 学期中における1週間の活動日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日、日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎

月第1日曜日は完全休養日とする。

- ② 土曜日、日曜日及び祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 定期試験前後の一定期間等、学校全体又は市町村共通で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

（2）活動時間

- ① 平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ② 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ③ 冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

（3）練習試合

- ① 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。
- ② 練習試合は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。
- ③ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間及び引率等について、事前に校長の承認を得る。

（4）生徒の安全確保

活動及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行う。また、大会等への参加についても同様とする。

5 大会等及び地域の行事、催し等への参加

顧問は、事前に、大会等名、主催者、大会期日、会場及び引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、「児童生徒の運動競技について（平成14年3月11日付け教体第1958号）」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、次の（1）から（3）の大会について参加を承認する。

- （1）生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- （2）国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意し

たもの限り、学校教育活動の一環として参加させる。

- (3) このほかの大会等参加については、学校の設置者が定める大会等数の範囲内とする。したがって、校長は、学校の設置者が定める大会等数の上限となる目安等を参考に、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう配慮する。
- (2) 市町村は、少子化に伴い、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないような取組を推進する。
- (3) 校長は、スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、活動の工夫や配慮をする。
- (4) 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

7 学校部活動の地域連携

- (1) 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備に向けた取組を検討する。
- (2) 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けたり、休日の練習を共同で実施したりするなど連携した取組について工夫や配慮をする。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすよう配慮する。
- (3) 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。